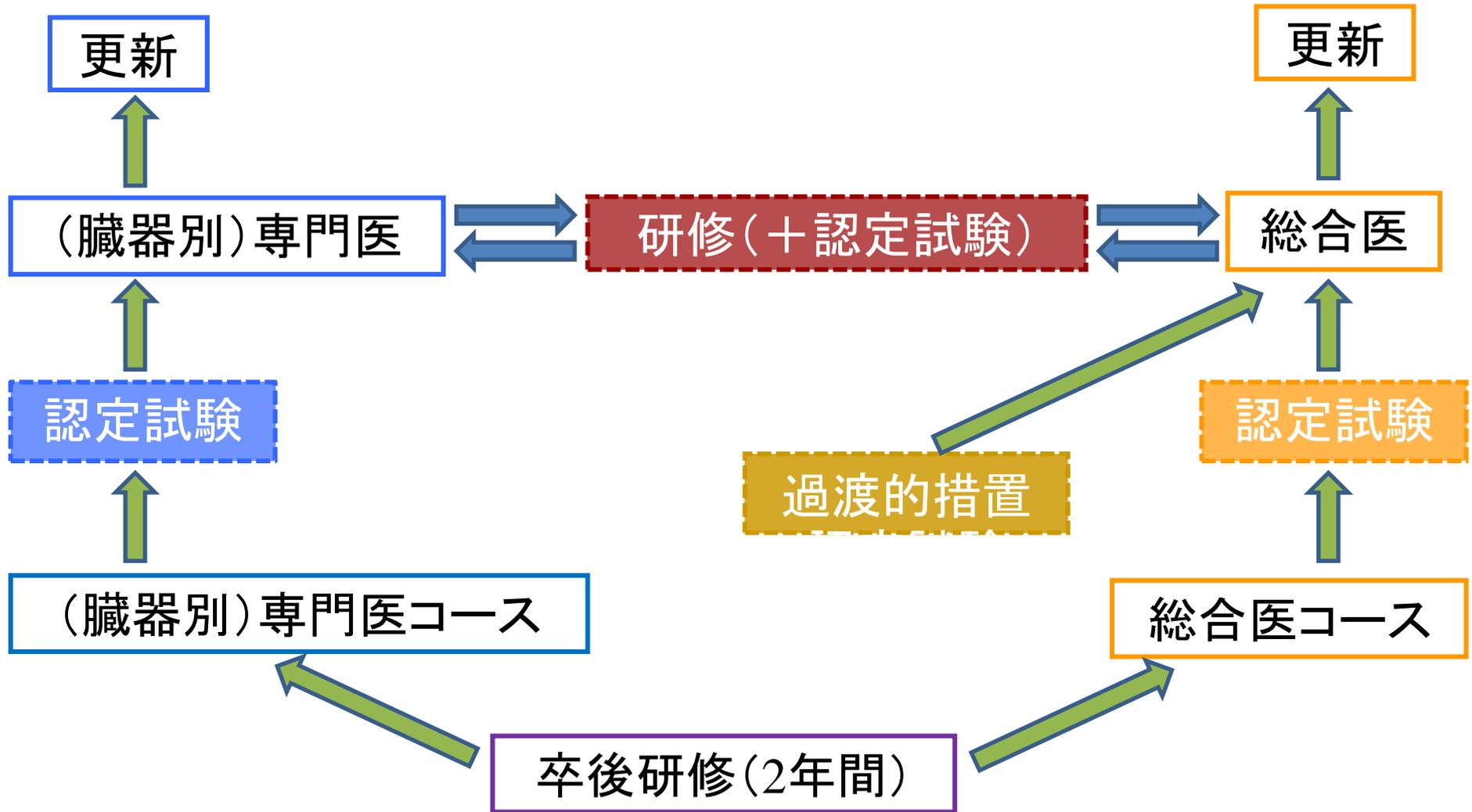


参考資料（抜粋）

専門医の在り方に関する検討会 中間まとめ

- ※ 本参考資料は、中間まとめの理解に役立つよう、検討会におけるこれまでの議論で各委員や参考人から提出された資料の一部をまとめたものであり、必ずしも検討会として合意されたものではない。
- ※ 個別の資料の詳細については、検討会資料、議事録を参照されたい。

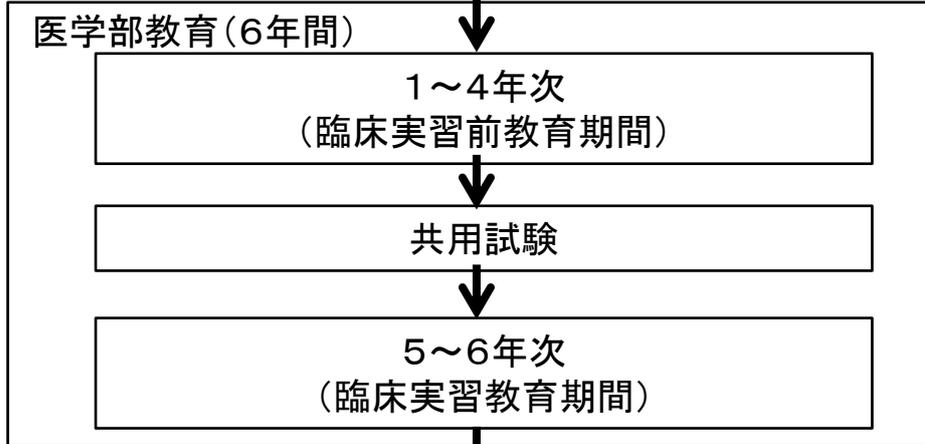
専門医制度(案)



専門医としての総合医を育成する教育・研修システム

総合医体制整備に関する研究会報告
平成22年 3月 国民健康保険中央会

高校卒業



医師国家試験

初期臨床研修(2年間)

専門研修(3~6年間)



研修体制の整備
・研修施設群
・研修プログラム
・到達目標の明確化

総合医認定

総合医

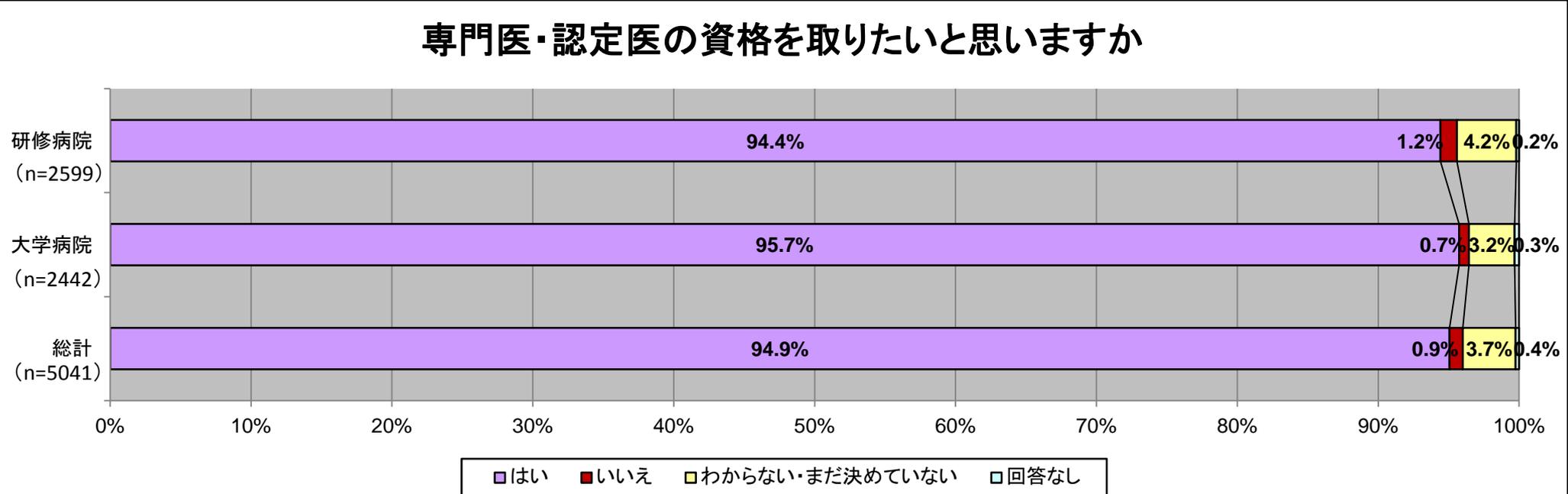
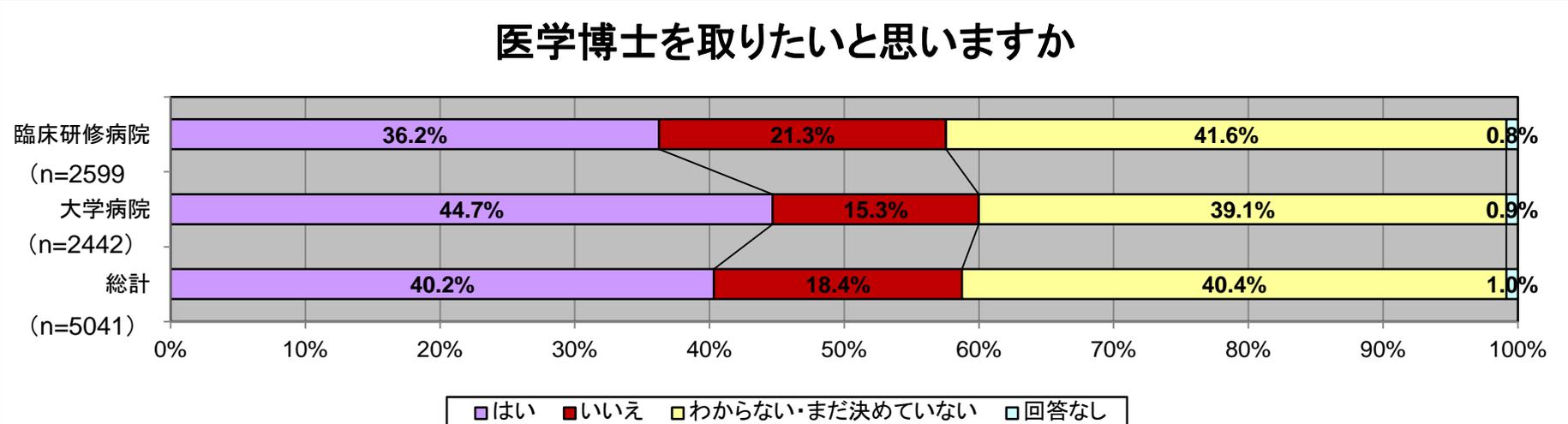
更新

総合医認定

必要に応じて認定のための研修を実施

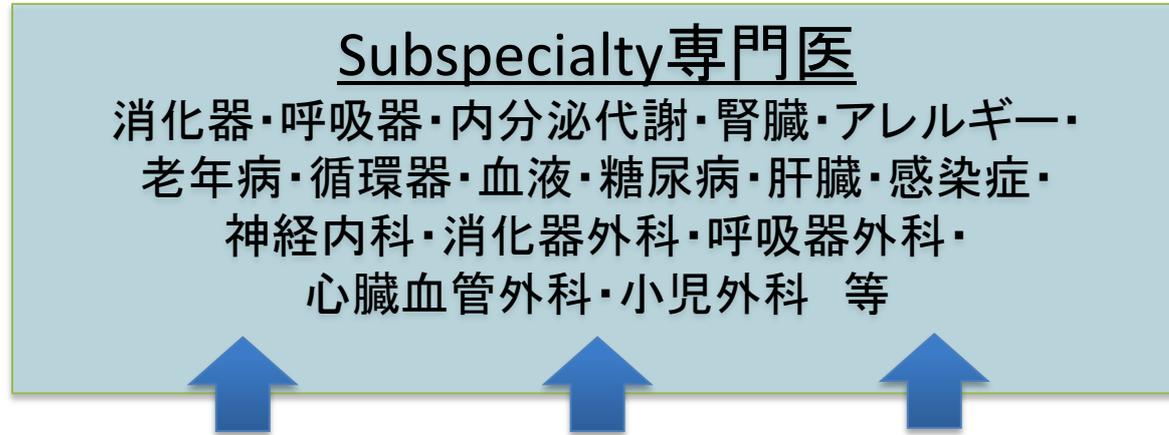
専門医

平成24年 学位、専門医資格の取得希望



| 項目 | 韓国 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス |
|-------------------|---|---|---|---|--|
| 専門医の法的位置づけ | 国家認定 | 民間の第三者組織 | 民間の第三者組織 | 州医師会、連邦医師会も関与 | 国の法律で決められている |
| 実際の認定組織 | 1. 専門医試験: 大韓医師会 (KMA) 2. 専門医配置、病院評価・認定: 大韓病院協会 (KHA) | 専門医制度と専門医の認定: ABMS (American Board of Medical Specialty) 研修施設とプログラムの評価・認定: ACGME (Accreditation Council for Graduate Medical Education) | 医療施設、専門診療科、医療の質の管理: National Health Service; NHS) 卒後研修教育(教育プログラムの認定と承認): Post graduate Medical Education and Training Board (研修プログラムの遂行): Local deaneryに一任。 | 州医師会: 専門医の研修病院、指導医、教育カリキュラムに関する認定、専門医の受験資格、試験、資格更新に関する認定の権限を有する | 全国選抜試験 (ECN) 合格者の上位者から専門を選ぶ。外科系専門 (5年)、内科系専門医 (4年)、GP (3年) のいずれかになる。研修終了後、コンクール国家試験に合格し、国家免許と医師会への登録が必要。 |
| 組織運営のための経済的背景(財源) | 学会、専門医試験受験料、会員費(個人、学会)、レジデントになるための試験手数料 | ABMS: 国(研究費の形)、所属学会、専門医認定料(2008年の収入は約560万ドル) ACGME: 研修プログラム認定料(2008年の収入は約3,000万ドル、政府(Medicare)から、レジデントに給与として年間27億ドル、認定教育病院に対して年間57億ドル | General Medical Association (GME)が410ポンド(いずれも一人当たり)、各Royal Collegeが410ポンド、Certificate of Completion of Training (CCT)取得に対して医師の登録料850ポンドと国家補助金 | 医師会、専門医認定料、更新のための講演会など | 国の事業(医学部4年目から支給される給与は病院から支給されるが、原資は社会保障費) |
| 専門医配置の調整 | 行っていない | 行っていない。経済的インセンティブを付与することによって対応しており、ある程度の効果を上げている。 | GPの配置は国の基準で決められている。ポストは全国に満遍なく作られている。 | 保険医組合が遠隔地への医師誘導のインセンティブ。ベルリンのような都会では開業希望者が多いため、保険医組合が制限を設けている場合がある。 | 行っていない。 |

新たな専門医制度の基本設計



基本領域専門医

- 内科
- 皮膚科
- 外科
- 産婦人科
- 耳鼻咽喉科
- 脳神経外科
- 麻酔科
- 小児科
- 精神科
- 整形外科
- 眼科
- 泌尿器科
- 放射線科
- 救急科
- リハビリテーション科
- 形成外科
- 病理
- 臨床検査

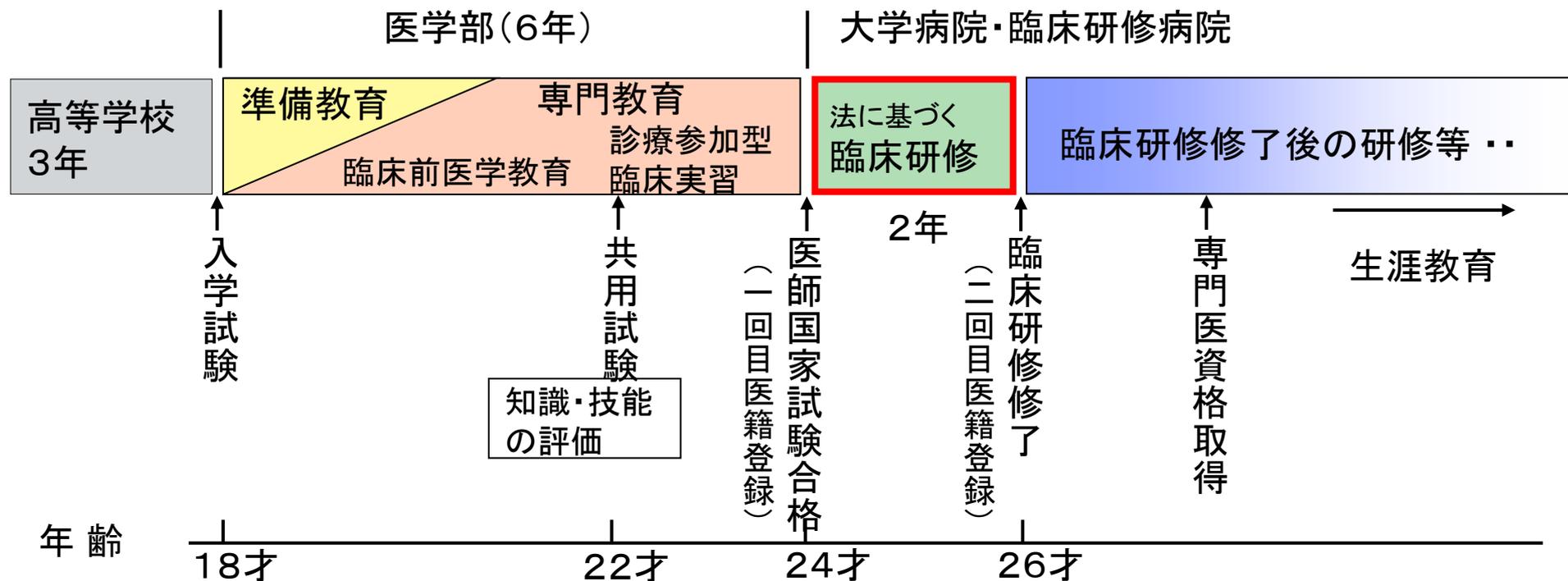
総合診療科（仮）

臨床研修制度の概要

1. 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 臨床研修の基本理念(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令)

○臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。